○法務省厚生労働省告示第七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習を次のように定める。

平成二十九年九月八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	東京都千代田区神田小川町三丁目二十八番地二
公益財団法人国際研修協力機構	東京都港区芝浦二丁目十一番五号
株式会社オープンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番地二号
一般社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目二番十九号
株式会社ＰＭＣ	大阪府大阪市北区南森町一丁目四番十九号
特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	広島県広島市中区上八丁堀八番二十六―八百三号

2　規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	東京都千代田区神田小川町三丁目二十八番地二
公益財団法人国際研修協力機構	東京都港区芝浦二丁目十一番五号
株式会社オープンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番地二号
特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	広島県広島市中区上八丁堀八番二十六―八百三号

附　則

この告示は、平成二十九年十一月一日から適用する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省告示第二百九十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年九月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表
Ⅰ～Ⅴ　（略）	Ⅰ～Ⅴ　（略）
Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品名　単位　材料価格	品名　単位　材料価格
001～005　（略）	001～005　（略）
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）　１ｇ　1,414円	006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）　１ｇ　1,279円
007　歯科非鋳造用金銀パラジウム合金　板状（金12％以上　ＪＩＳ適合品）　１ｇ　1,350円	007　歯科非鋳造用金銀パラジウム合金　板状（金12％以上　ＪＩＳ適合品）　１ｇ　1,186円
008～059　（略）	008～059　（略）
Ⅶ～Ⅸ　（略）	Ⅶ～Ⅸ　（略）